



宮 崎 県 公 報

平成25年11月14日（木曜日） 第 2540 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（商工政策課） 2
○道路の供用の開始……………（道路保全課） 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………（ “ ” ） 2
○臨港地区の区域の案の縦覧……………（港湾課） 1		○地図及び簿冊の認証……………（農村計画課） 3
公 告		○都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課） 3
○大規模小売店舗の変更に係る届出（2件）…（商工政策課） 1		○落札者等の公告…………… 3

告 示

宮崎県告示第 674号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年11月14日から平成25年11月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄内安久線	都城市金田町2079番1地先から同市都北町3608番4地先まで	平成25年11月14日

宮崎県告示第 675号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により臨港地区を定めたいので、同条第 3 項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 臨港地区の区域の案
日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区
 - 商港区
日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部
 - 工業港区
日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部

- 漁港区
日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部
 - 保安港区
日向市大字日知屋字畑浦の一部及び字新開の一部
- 臨港地区の区域の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所
 - 縦覧期間
平成25年11月14日から平成25年11月28日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト宮崎東店
宮崎市新別府町麓 358番地 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫
福井県福井市新保北一丁目 601番地
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫
福井県福井市新保町 2 字 3 番
（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫
福井県福井市新保北一丁目 601番地
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫

<p>福井県福井市新保町 2 字 3 番 (変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保北一丁目 601番地</p> <p>4 変更の年月日 平成25年 8 月31日</p> <p>5 変更した理由 土地区画整理事業換地処分に伴う町名及び地番の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成25年10月28日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年11月14日から平成26年 3 月14日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年11月14日から平成26年 3 月14日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成25年11月14日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 100満ボルト都城店 都城市吉尾町6099 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保北一丁目 601番地</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保町 2 字 3 番 (変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保北一丁目 601番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保町 2 字 3 番</p>	<p>(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫 福井県福井市新保北一丁目 601番地</p> <p>4 変更の年月日 平成25年 8 月31日</p> <p>5 変更した理由 土地区画整理事業換地処分に伴う町名及び地番の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成25年10月28日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年11月14日から平成26年 3 月14日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年11月14日から平成26年 3 月14日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成25年11月14日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグコスモス財光寺南店 日向市財光寺南土地区画整理事業地内33街区④ 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 5 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成25年 7 月 9 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年11月14日から平成25年12月16日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成25年11月14日</p>
---	---

宮崎県知事 河野俊嗣

平成25年11月14日から平成25年11月28日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ岡富店
延岡市岡富町 711番1 外 岡富古川土地区画整理事業地内
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成25年9月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年11月14日から平成25年12月16日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年2月1日から平成24年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部
- 4 認証年月日
平成25年11月6日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 3・5・11号 富美山通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
延岡市中川原町5丁目の一部
 - (2) 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び延岡市都市計画課
 - (2) 期間

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借 一式
 - (2) 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社宮崎支店
支店長 今村 美穂
宮崎市広島1丁目18番7号
- 5 落札金額
63,157,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年9月9日

--	--